

小牧市まちづくり推進計画策定の基本方針

平成29年11月21日

1. 策定の趣旨

本市は、平成21年3月に定めた「第6次小牧市総合計画」（計画期間：平成21年度から平成30年度）、平成26年3月に策定した「新基本計画」（計画期間：平成26年から平成30年度）により、市政を運営しています。

その中で、国は、平成23年8月に地域主権改革のもと地方自治法を一部改正し、総合計画の策定やその手続きは、それぞれの市町村の判断に委ねることとしました。

また、本市では、平成27年4月に、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めた「小牧市自治基本条例」を施行しました。同条例第19条では、市長は、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画を定めることを規定しました。

こうしたことから、平成31年度以降の本市の市政運営は、小牧市自治基本条例第19条に基づく計画により行うこととし、以下に計画策定の基本方針を示します。

2. 計画の名称

「小牧市まちづくり推進計画」（以下「まちづくり推進計画」という。）と称します。

3. 策定の基本的な考え方

(1) 本市の最上位の計画とします。

まちづくり推進計画は、市政運営全般についての指針となる最上位計画と位置付け、その他の諸計画の策定にあたっては、まちづくり推進計画との整合を図るものとします。

(2) 自治基本条例の理念に基づく策定を行います。

- 市民への情報提供と市民意見の反映に努めます。
- 協働によるまちづくりを進めるため、わかりやすい計画づくりに努めます。

めます。

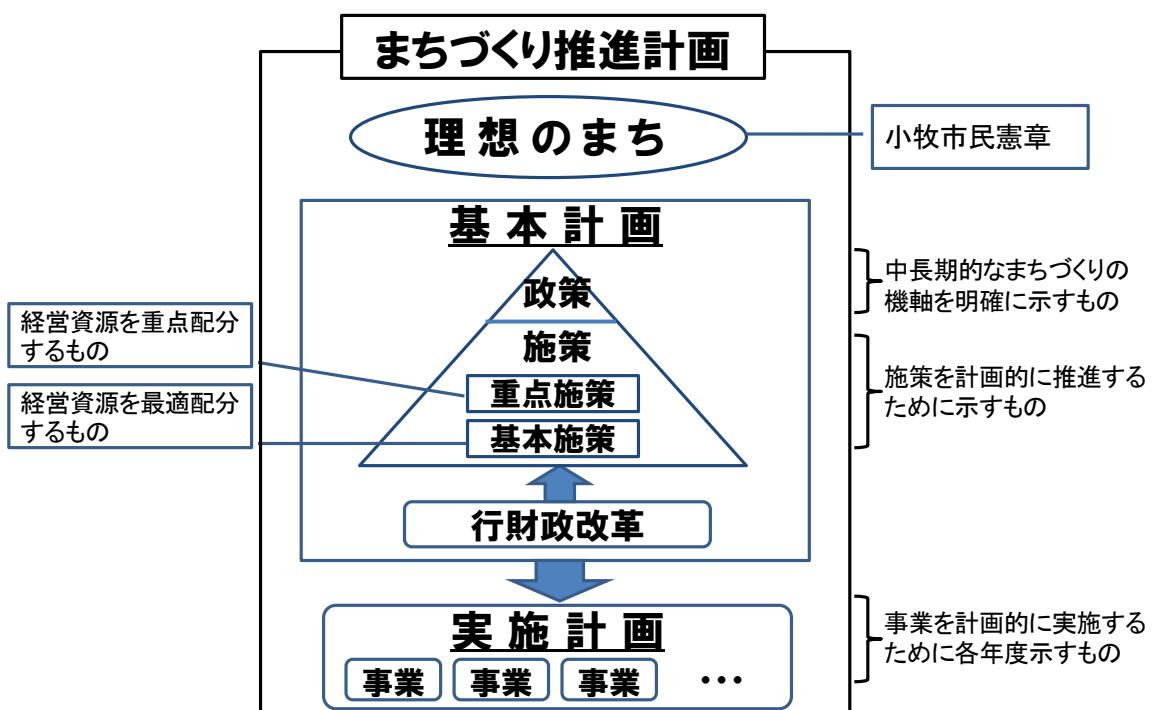
- (3) 効果的・効率的な市政運営に資する計画とします。
- 市民ニーズの把握や市内外の環境分析、これらに基づく的確な目標設定を行い、多彩な視点・発想により、施策展開の方向性を検討します。
 - 施策推進と行財政改革を一体化した計画とし、自治体経営を着実に推進していく計画とします。

4. 計画期間について

まちづくり推進計画の計画期間は8年とし、4年で見直すものとします。

5. 計画の体系

まちづくり推進計画の体系は下図の通りとします。



6. 策定体制

(1) 市民参加

市民ニーズの把握と、市民意見の計画への反映を目的に、以下の取組みなどを実施します。実施に当たっては、多様な市民の意向・意見を幅広く聴き、計画に十分活かせる形となるよう留意します。

また、策定状況を市の広報やホームページで随時公表するなど、市民への情報提供に努めます。

○ 市民アンケート調査

小牧市の諸課題に対する市民の満足度、重要度の調査を行います。

○ タウンミーティング

第6次総合計画に基づくまちづくりの現状をお知らせし、今後のまちづくりに向けた意見聴取を行います。また、計画（案）について意見聴取を行います。

○ パブリックコメント

計画（案）について意見聴取を行います。

(2) 審議会

計画（案）について、有識者などで構成する「まちづくり推進計画審議会」に諮問し、答申を受けます。

(3) 市議会

策定の各段階において、議会に進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で、計画を策定していくものとします。

(4) 庁内の体制

市政戦略本部（市長、副市長、教育長、部長職）

・・・計画（案）について協議を行い、まちづくり推進計画の策定を行う。

まちづくり推進計画策定会議（次長職）

・・・策定について協議し、計画（案）を作成する。

まちづくり推進計画策定研究委員会（課長職以下）

・・・計画策定に関する調査・研究や、素案を作成する。

